

伊勢崎市史編さん専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊勢崎市史（以下「市史」という。）に関する調査研究、執筆及び編集をするため、伊勢崎市史編さん専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市史編さん資料の調査研究に関すること。
- (2) 刊行方針の策定に関すること。
- (3) 執筆及び編集内容の調整に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 専門委員長 1人
- (2) 専門部会長 6人以内
- (3) 専門部会員 18人以内
- (4) 調査員 50人以内

2 委員は、伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、その任期は、前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

(任務)

第4条 委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 専門委員長は、専門部会長、専門部会員及び調査員の調査研究、執筆及び編集の指導及び助言を行う。
- (2) 専門部会長は、専門部会（以下「部会」という。）の方針を決定し、資料の収集、調査研究、執筆及び編集を行う。
- (3) 専門部会員は、担当する分野について、資料の収集、調査研究及び執筆を行う。
- (4) 調査員は、部会の方針に従い、担当する分野について、資料の収集、調査研究及び執筆を行う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、専門委員長をもって充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議に出席する委員は、必要により委員長が委員のうちから指名する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会議を招集する時間的余裕がない、又は天災その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めたときは、会議を省略し、書面による協議に付することができる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置き、市史に関する時代及び分野別の資料の収集、調査研究、執筆及び編集を行う。

- 2 部会は、専門部会長、専門部会員及び調査員をもって組織する。
- 3 専門部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会の会議は、専門部会長が招集する。
- 5 前項の規定にかかわらず、部会の会議を招集する時間的余裕がない、又は天災その他やむを得ない事情により部会の会議を開催することができないと認めたときは、部会の会議を省略し、書面による協議に付することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部図書館課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。